

【文例 -2-】

遺言信託の基本文例

第1条 遺言者は、遺言者の有する財産につき、下記のとおり信託を設定する。

記

1 不動産の信託

(1) 信託の目的 次の不動産（以下「信託不動産」という。）を信託財産として管理すること。

ア <土地の表示>

イ <建物の表示>

(2) 委託者 遺言者

(3) 受託者

住 所

職 業

氏 名

生年月日

(4) 受益者 遺言者の長男〇〇〇〇（生年月日）

(5) 信託期間 受託者が信託を引き受けた日から〇年間

ただし、信託期間中に受益者が死亡した場合は終了する。

(6) 信託終了の際の権利帰属者 受益者

受益者死亡の場合は、その相続人

(7) 管理に必要な事項

ア 信託不動産について、信託による所有権移転の登記及び信託の登記手続きをする。

イ 保存に必要な修繕は、受託者が適当と認める時期、範囲において行う。

ウ 受託者は、信託不動産を他に賃貸し、既に賃貸しているものについては賃貸人の地位を承継する。

エ 建物については受託者において火災保険に付する。

オ 受託者は、信託不動産から生ずる賃料その他の収益から公租公課、保険料その他の必要経費及び信託報酬を控除し、毎年6月及び12月の各末日現在において清算し、剰余金を受益者に支払う。

カ 信託が終了したときは、受託者は、信託不動産を権利帰属者に引き渡し、かつ、所有権移転登記手続きをする。また、賃貸借関係、保険関係その他一切の関係を引き継ぐ。

キ 信託の報酬

毎年6月及び12月の各末日現在における収益の〇〇分の〇を報酬とする。

2 金銭の信託

(1) 信託の目的 貸付信託

(2) 委託者 遺言者

(3) 受託者 〇〇信託銀行株式会社（本店営業部扱い）

(4) 信託期間 受託者が信託を引き受けた日から〇年間

(5) 受益者 前記遺言者の長男〇〇〇〇

ただし、信託期間中に長男が死亡した場合は、その相続人

(6) 信託終了の際の権利帰属者 受益者

受益者死亡の場合は、その相続人

(7) その他 上記受託者の信託約款に従う。

(8) 信託財産 金〇〇〇万円

第2条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、つぎの者を指定する。

住 所

職 業

氏 名

生年月日